

健康保険の標準報酬月額の上限・下限及び標準賞与額の上限の改正

(平成 19 年 4 月より)

保険料や保険給付金額の算出のもととなる健康保険の標準報酬月額は、現在「第 1 級 (98,000 円) ~ 第 39 級 (980,000 円) の全 39 等級」となっていますが、改正に伴い、標準報酬月額の上限・下限にそれぞれ 4 等級追加され

「第 1 級 (58,000 円) ~ 第 47 級 (1,210,000 円) の全 47 等級」に拡大されます。

また、健康保険の標準賞与額の上限は、現在「1 ヶ月あたり 200 万円」となっていますが、改正に伴い 「年度の累計額 540 万円」となります。

(年度は、毎年 4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 31 日)

厚生年金保険については、これまでどおり

標準報酬月額は「第 1 級 (98,000 円) ~ 第 30 級 (620,000 円)」の全 30 等級、標準賞与額の上限は「1 ヶ月あたり 150 万円」です。

介護保険料率は、これまでどおり

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成 19 年 3 月分 (平成 19 年 5 月 1 日納付期限分) 以降の保険料についても、これまでと変わらず **1.23%** です

(注) 健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入している健康保険組合によって異なります。(それぞれ加入の健康保険組合で確認して下さい)

【健康保険標準報酬月額の改正】

【健康保険標準賞与額上限の改正】

	改正前	改正後
等級	全 39 等級	全 47 等級
上限	980,000 円	1,210,000 円
下限	98,000 円	58,000 円

< 改正前 >	< 改正後 >
1 ヶ月あたり	年度の累計額
200 万円	540 万円